

地方自治法が定める直接請求に必要な署名の数

令和8年3月2日現在

1 条例の制定(改廃)の請求、監査の請求

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	89,422
---------------------	--------

2 議会の解散の請求、長の解職の請求

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	658,886
---	---------

3 県議会議員の解職の請求

選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 (総数が40万を超え80万以下の場合(姫路市選挙区)にあつては、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	神戸市東灘区	57,088
	神戸市灘区	35,905
	神戸市中央区	37,221
	神戸市兵庫区	30,267
	神戸市北区	58,029
	神戸市長田区	25,374
	神戸市須磨区	43,029
	神戸市垂水区	58,258
	神戸市西区	64,499
	姫路市	138,241
	尼崎市	127,881
	明石市	84,069
	西宮市	132,728
	洲本市	11,612
	芦屋市	26,185
	伊丹市	55,197
	相生市	7,527
	豊岡市及び美方郡	28,797
	加古川市	71,696
	たつの市及び揖保郡	29,272
	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	20,578
	西脇市及び多可郡	15,715
	宝塚市	63,474
	三木市	20,231
	高砂市	24,044
	川西市及び川辺郡	51,157
	小野市	12,713
	三田市	29,636
	加西市	11,448
	丹波篠山市	10,790
養父市及び朝来市	13,634	
丹波市	16,558	
南あわじ市	12,237	
淡路市	11,587	
宍粟市	9,516	
加東市	10,507	
加古郡	17,819	
神崎郡	10,946	